

## 交野市防災会議災害医療対策専門委員会設置要綱

### (設置)

第1条 交野市における災害医療対策のあり方を検討するため、交野市防災会議条例第4条の規定に基づき、災害医療対策専門委員（以下「専門委員」という。）を任命し、災害医療対策専門委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、災害時における医療救護体制について調査を行う。

### (組織)

第3条 専門委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 危機管理室長
- (2) 健やか部長
- (3) 交野市医師会 会長
- (4) 交野市歯科医師会 会長
- (5) 北河内薬剤師会 交野班 代表
- (6) 交野市医師会訪問看護ステーション 代表
- (7) 交野病院 事務局長

2 委員長は危機管理室長をもって充てる。

3 委員会の事務局は危機管理室において行う。

### (会議)

第4条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、専門委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### 附則

この要綱は、令和5年11月29日から施行する。